

第4 公判前整理手続と証拠開示

1 公判前整理手続の概要

制度の詳細は専門書に譲り、以下は制度の概観にとどめる。

なお、以下では特に限定しない限り、公判前整理手続と期日間整理手続とを併せて述べる。

(1) 公判前整理手続の目的と対象事件

公判前整理手続の目的は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うための審理計画を立てるところにある（刑訴法316条の2参照）。「充実した公判審理」のためには、予め争点を整理し、争点に集中した証拠調べを実施することが必要であり、そのために主張をかみ合わせ、どの証拠を取り調べ、当該証拠調べにどの程度の時間を費やすべきかを決め、審理予定を策定する。

なお、裁判員裁判対象事件以外の事件も、公判前整理手続に付されることがありうる。今般の改正法により請求権が新設されたことを受け（後掲）、同手続によるメリットが大きいと判断した場合には、弁護人から裁判所に対して同手続に付することを積極的に請求すべきである。

(2) 公判前整理手続の進行

公判前整理手続は、通常、公判前整理手続期日ないし事実上の打合せ期日が指定された上で、書面等の提出期限が定められるという形で進行していく。具体的には、次の各点が進行上重要な意味を持つことになろう。

① 検察官による証明予定事実記載書面提出・証拠調べ請求、弁護人に対する検察官請求証拠の開示

② 類型証拠開示請求

③ 弁護人による予定主張記載書面提出・証拠調べ請求、検察官請求証拠に対する弁護人の意見
予定主張明示においては、民事事件におけるような「認否」が求められるわけではない。また、被告人の供述内容を子細に明らかにしなければならないわけでもない。あくまでも審理予定の策定に必要な限度で明らかにすればよく、弁護戦略上の視点から具体的内容を検討すべきである。
また、証拠調べ請求にあたっては、証拠制限（刑訴法316条の32）に注意が必要である。

④ 主張関連証拠開示請求

⑤ 審理予定の策定・争点及び証拠の整理の結果確認

弁護人による予定主張記載書面提出・証拠調べ請求、検察官請求証拠に対する弁護人の意見は、いずれも、類型証拠開示が終了した段階で行う（刑訴法316条の16、316条の17）。

弁護人としては、類型証拠開示請求権の重要性を十分に理解し、必要に応じて、開示証拠や予定主張の検討・調査等に必要な準備期間を適切に把握した上で、公判前整理手続期日の指定や予定主張記載書面の提出期限設定に対する意見を述べるべきである（刑訴規則217条の5）。

(3) 被告人の出席

公判前整理手続期日には、検察官・弁護人は必ず出席しなければならないところ、被告人は、出席する権利はあるが、その義務はない（刑訴法316条の9）。

被告人が公判前整理手続期日に出席する場合には、弁護人としては、裁判所が被告人の言い分を直接に問いただし、被告人の発言内容を公判前整理手続調書に記録するという措置を取る可能性のあること（刑訴法316条の12第2項）を、認識しておく必要がある。

2 証拠開示の概要と問題点

(1) 証拠開示の目的

公判前整理手続における証拠開示請求権は、訴訟指揮権に基づく証拠開示命令とは異なり、極めて広範な証拠につき、その開示を求めることに権利性が付与されたものである。

これによって、弁護人は、検察官請求証拠の証明力を判断し、それに対する証拠意見や弾劾の方針を固めて、適切な弁護方針を策定することになる。すなわち、証拠開示請求権は、計画審理のもとで十分な防御権を行使するために不可欠の制度なのであって、弁護人としては、可能な限り幅広い証拠の開示を請求しなければならない（なお、この要請は公訴事実と争いのない事件であっても、基本的に異なることはない。）。

(2) 類型証拠開示

類型証拠開示の眼目は、とにかく幅広く開示を受けること、原典（特に証拠物）へのアクセスを目指すこと、にあると考える。

早期の段階で幅広く開示を受けることは、弁護方針を策定していく上で必須である。弁護人としては、決して開示請求の対象を自ら狭めてはならない。

次に、原典へのアクセスが極めて重要である。例えば、携帯電話の通話履歴を見やすい形式でまとめた捜査報告書の開示を受けることにとどまらず、捜査機関が目にした通話記録そのものの開示を求めていかねばならない。捜査機関の手が入る前の証拠にアクセスしなければ、証拠の信用性判断などできようはずもないことを肝に銘ずべきである。

(3) 主張関連証拠開示

主張関連証拠開示請求は、弁護人の予定主張が明らかにした段階で行う。予定主張との関連性が要件とされることから、類型証拠開示に比べ対象が限定的になるという側面が否めない。その意味からも類型証拠開示の重要性を指摘することができる。

(4) 証拠開示請求に対する裁判所の裁定

弁護側の開示請求に検察側が応じない場合には、裁判所に裁定を求めることができる（刑訴法316条の26）。

裁定決定に対して不服がある場合には、決定から3日以内に即時抗告を申し立てることができ、さらに、即時抗告の決定に対して不服がある場合には、5日以内に特別抗告を申し立てることができる。

3 現時点の運用状況

(1) 第1回打合せ期日の早期化

東京地裁では、検察官からの証明予定事実記載書の提出及び請求証拠の開示を、起訴日から2週間経過した日までになされる運用を定着させている。この運用を前提として、起訴日から1週間程度のうちに打合せ期日を入れ、その席上で公訴事実に対する意見等弁護側の対応を問うている。具体的には、公訴事実についての認否はもとより、弁護側が問題意識をもっている争点等について問われ、弁護側からの回答をもとにして、検察側の証明予定事実記載書の記載について濃淡をつけ、また証拠開示の準備や任意開示証拠の選定等の準備にメリハリをつけようというものである。

もちろん、拙速な意見や主張の開示は行うべきではない（その意味から特に公訴事実に対する意見を明かせる場合は限られるであろう。）。しかしながら、可能な範囲で弁護側の問題意識を明らかにすることで防禦の充実につながることもあり、形式的な対応が相当ではない場合もあり得る。あくまでも当該事件において、よりよい弁護のために必要であれば、明らかにできる範囲で明らかにしていくことも柔軟に検討すべきである。

(2) 東京地裁における運用の評価

上記の運用は、裁判所として争点の整理を早期に行うことを進める観点から、試行錯誤を繰り返した上でのことと考えられる。拙速な審理に応じる必要がないことはもちろんであるが、無用に長い時間をかけることも相当ではない。

確かに、「起訴から1年経過しているのに公判が入らないのはおかしい」等と裁判所から形式的な指摘がなされたとしても、それが必要な期間であれば弁護人としては譲るべきではない。しかしながら、時間の経過による被告人や証人の記憶の減退、身体拘束期間の長期化等、依頼者である被告人にとって、また、充実した公判の実現等の観点からも看過できない問題が生じることもあり得るところである。その意味から審理期間のみを形式的に問題視することは相当ではないが、審理期間を度外視することもまた相当ではなく、東京地裁の運用は、充実した審理（その前提となる適切な争点・証拠の整理）に資するものとして一定の評価ができよう。

むしろ、今後もこのような運用が、裁判所側の便宜のために行われ被告人の権利をないがしろにすることのないよう、注視していかなければならない。

なお、制度発足当初は、初回の打合せ期日において「予定主張の提出期限」を設定しようとする運用が多くなされたが、各弁護人の奮闘により、そのような訴訟指揮を行う裁判長は一掃されたかに思われた。しかしながら近時、このような運用が復活しつつあるように思われる。弁護人としては、不当な訴訟指揮に対して冷静かつ徹底的に闘う姿勢を失ってはならないことはいうまでもなく、証拠開示もなされていない段階で予定主張の提出期限を設定することには、原則として応じてはならない。

4 任意開示の活用

(1) 一定の類型該当証拠の早期開示

裁判所からの働きかけもあり、東京地検では、請求証拠の開示と同時ないしその直後に、一定の類型該当性が明らかな証拠を任意開示という形で開示される運用がなされている。具体的には、5号口、7号、8号が多いようである。それ以外にも、前述の第1回打合せ期日において弁護側が問題意識を示せた場合には、それに関連する証拠が任意に開示される例もある。

この場合、注意すべきは、その後に行うべき類型証拠開示においても、重ねて同号についても開示請求をすべきであるということである。任意開示はあくまでも任意開示であって、これらの類型に該当する他の証拠が、開示された証拠以外に存在しないことを意味しない。刑訴法316条の15に基づく請求をしてこそ、刑訴規則217条の24に基づく不開示理由の告知を求められるのであるから、他の証拠の不存在は確認しておかなければならない。なお、東京地裁以外では、公判前整理手続においても「任意開示」で対応する運用がなされている庁もあるとのことであるが、この観点から相当ではないというべきである。

(2) 裁判員対象事件以外の事件における任意開示

公判前整理手続が施行されてしばらく後より、裁判員対象事件以外であって、公判前整理手続や期日間整理手続に付されていない事件についても、弁護人の要請に応じて、任意開示を行う例が多くなっている。

実際には、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求に準じた形式で書面を作成し、開示を要求することになる。否認事件であれば当然、自白事件であったとしても、何らかの有利な情状事実を見出すこともあり、積極的に活用していくべきである。また、否認事件等で公判前整理手続や期日間整理手続を求めていく場合、その前提として任意開示を求め、それでもなお十分な開示が得られないことを論拠として、これら手続に付すことを求めていくこともある。

5 法制審議会特別部会における成果及び刑訴法改正へ

冒頭に触れたとおり、改正刑訴法が可決・成立し、順次施行されている。本項に係る部分は2016（平成28）年12月に施行されており、若干触れる。

(1) 証拠の一覧表の交付制度の導入

検察官は、検察官請求証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとし、一覧表には標目（物は品目）、数量、作成年月日、作成者名（供述調書は供述者名）が記載される。

例外が認められているものの、これまで弁護人にとってアクセスすることができなかった一覧表の交付制度が導入されることについては評価されるべきである。なお、注意すべきは弁護人から請求がなければ交付されないという点である。

(2) 公判前整理手続の請求権の付与

検察官、被告人及び弁護人に公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権を付与することとされた。

この決定に対する不服申立権は認められていないが、控訴審での審査の対象となりうる。これまでは職権発動を促すことしかできなかった弁護側にとって、より一層の活用が期待しうる。

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象として、① 共犯者の身柄拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書、② 検察官が証拠調請求をした証拠物に係る差押調書・領置調書、③ 検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書がそれぞれ追加された。

上記については、これまで「任意開示」として開示される例もあったが、今後は類型証拠開示の対象となる。

特に①については、共犯事件において供述の生成過程を明らかにしていく上で極めて重要である。

これらの証拠が開示されることにより、弁護人にとっても捜査過程が可視化されていくことにつながり、より適切な弁護方針を立てることが期待される。

6 今後の課題

(1) 手続・運用に習熟すること

裁判員裁判においては、裁判員の心に響く弁護活動を行う大前提として、公判前整理手続において適切な弁護方針を策定することが重要である。したがって、裁判員裁判を担う弁護士が、まずこの手続に習熟しなければならない。非対象事件においても、公判前整理手続の利用を積極的に検討することも必要である。そのために、我々弁護士会としては、その運用実態を把握するとともに、証拠開示に関する裁定決定例の集積・研究を進めなければならない。

(2) 立法過程への提言

上述のとおり、一定の立法化がなされた。今後はそれをいかに適切に運用していくかという観点が重要である。また同時に、改正法も100%満足ができるものではない。証拠は、国庫をもって収集した「公共財」とでも呼ぶべきものであり、本来は全面開示が当然と言わなければならない。また、再審事件における証拠開示については、実現されることはなかった。

我々実務家は、適切な刑事司法を実現していくべく、今後も不断の努力を重ねていかねばならない。